平成２２年（フ）第２３１号
宮城県遠田郡涌谷町小塚字中野二35番地、従前の住所宮城県遠田郡涌谷町字砂田前111番地
債務者　伊藤　久行
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
宮城県大崎市古川穂波４丁目10番37―303号古川西荒井住宅Ａ棟、従前の住居表示宮城県大崎市古川西荒井字東田530番地１　古川西荒井住宅Ａ棟303号
債務者　吉岡かほる（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
宮城県東松島市赤井字七反谷地434番地38
債務者　佐藤喜代子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
福島県南相馬市原町区二見町２丁目93番地
債務者　島貫　雄子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１１３号
福島県白河市結城131番地７　結城ハイツ202
債務者　江尻　清子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
岐阜県美濃加茂市本郷町２丁目２番27号　ブランシェ本郷Ⅱ　Ａ棟２号室
債務者　力津健太郎
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２７６９号
名古屋市名東区高針４丁目419番地　オリエント高針Ａ棟101号
債務者　上野　光世
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３号
三重県津市片田新町40番地５
債務者　藤本　裕二
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６０号
三重県亀山市羽若町824番地２
債務者　山本　純子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６９号
三重県津市白塚町3396番地　ローヤルハイツＢ103
債務者　鶴園　祐治
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７１号
三重県津市白山町上ノ村48番地122
債務者　山本　祐士
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１３０号
神戸市中央区熊内橋通６丁目１番３号　上田峰子方
債務者　上田　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９６号
神戸市長田区前原町２丁目１―34―202、住民票上の住所神戸市長田区大橋町９丁目１番19―603号
債務者　竹中文美子（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４７号
神戸市垂水区塩屋町字大谷648番地の３エクセレンス塩屋605号
債務者　南　　作江
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６３号
神戸市兵庫区佐比江町52番地の２　畑マンション202
債務者　久保田一也
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９７号
神戸市東灘区深江本町２丁目12番11号ＴＭハイツ深江201号、従前の住所神戸市東灘区深江本町４丁目４番20号Ｅ―２号
債務者　横山　清子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１３号
兵庫県宝塚市福井町32番12―502号
債務者　古家　末広
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部